

岐阜県臨床心理士・公認心理師協会

倫理案件審査申し立てマニュアル

2023年9月作成

岐阜県臨床心理士・公認心理師協会理事会

審査申し立て

○申立人

- 会員及び会員の活動と関わりあるすべての人

○申し立て内容

- 岐阜県臨床心理士・公認心理師協会規約および倫理規定に違反するおそれのある行為の審査

○申立先

- 岐阜県臨床心理士・公認心理師協会（会長）
- 方法としては 事務局宛てに所定の書式文書にて申し立て下さい。

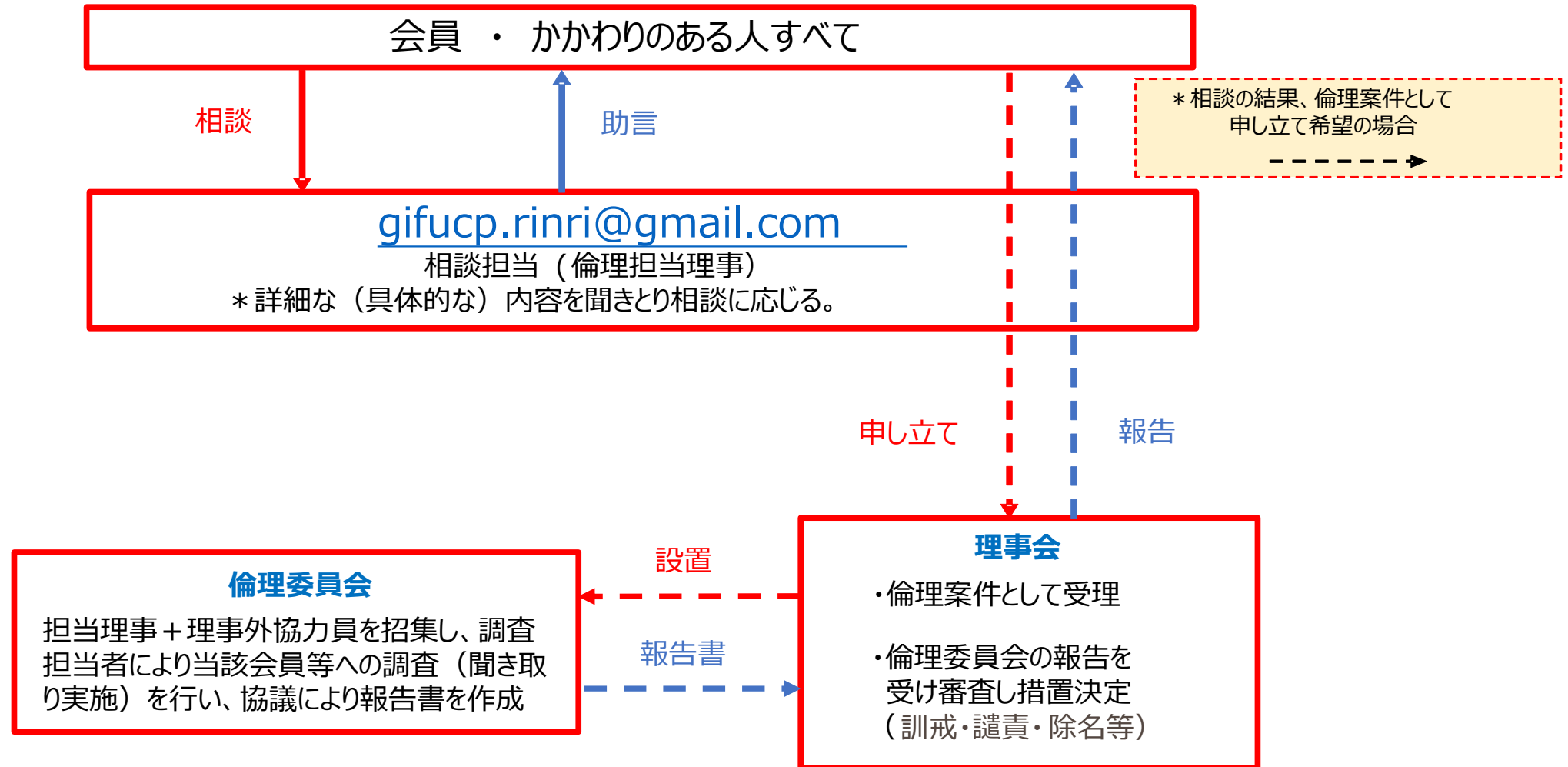
○相談窓口

- 倫理案件として正式に審査申し立てに至るまでの相談窓口としてメールでの相談窓口 gifucp.rinri@gmail.com があります。
- 倫理担当理事のみがアクセスできるアドレスですので安心してご相談下さい。

○その他

- 原則、実名での審査申し立てとします。
- 申し立て受付後、倫理委員会を立ち上げ、事実を尊重し厳正に審査を行います。

倫理案件審査申し立てフローチャート



岐阜県臨床心理士・公認心理師協会倫理規定

第6条 会員及び会員の活動とかかわりのあるすべての人は、文書をもって委員会に審査の請求をすることができる。

2. 審査は、事実を尊重し、憶測や推測を排除して、厳正に行わなければならない。
3. 審査は、当事者の意見表明権を尊重し、民主的に行わなければならない。
4. 審査は、当事者の人権に十分配慮し、得られた情報についても、その扱いに十分留意して行わなければならない。
5. 委員長は、できるだけ速やかに審査の結果を本理事会に報告しなければならない。
6. 本理事会は、委員会の審査結果を受けて、倫理綱領にもとる会員に対しては、以下の措置を行う。
 1. 訓戒: 厳重に注意し、将来を戒める。
 2. 譴責: 始末書を徴し、将来を戒める。
 3. 除名:
7. 本理事会は、前号措置を本会会員に周知する。

日本臨床心理士会倫理綱領

第8条 相互啓発及び倫理違反への対応 会員は、同じ専門家集団として資質の向上や倫理問題について相互啓発に努め、倫理違反に対しては、以下のとおり対応するとともに、各都道府県臨床心理士会の倫理担当役員 及び一般社団法人日本臨床心理士会倫理委員会の調査等に積極的に協力しなければならない。

1 臨床心理士として不適當と考えられるような臨床活動や言動に接した時には、当該会員に自覚を促すこと。

2 知識、技術、倫理観及び言動等において臨床心理士としての資質に欠ける場合又は資質向上の努力が認められない場合、同様に注意を促すこと。

3 上記1及び2を実行しても当該会員に改善がみられない場合、又は上記1及び2の実行が困難な場合には、客観的な事実等を明確にして各都道府県臨床心理士会又は一般社団法人日本臨床心理士会倫理委員会あてに記名にて申し出ること